

# 北茨城市民病院売店運営事業者 募集要項

令和6年1月24日

北茨城市民病院

## 目 次

第1	概要等	1
第2	参加資格	3
第3	プロポーザル実施スケジュール	4
第4	参加申込手続き	4
第5	質問の受付及び回答の公表	5
第6	企画提案書の作成及び提出	6
第7	審査及び選定の方法	6
第8	留意事項	8

## 第1 概要等

### 1 目的

北茨城市民病院（以下、「当院」という。）の指定場所において、病院利用者等のサービス向上及び職員の利便性向上を図るため、売店を運営する事業者（以下、「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

北茨城市民病院売店運営

#### (2) 業務内容

別紙、「北茨城市民病院売店運営事業者募集要項」のとおり。

#### (3) 業務場所

北茨城市民病院 1階売店（専有面積 45.96 m<sup>2</sup>）

#### (4) 業務期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（3か年）

なお、上記期間終了後も事業者が売店の運営を希望する場合は、上記期間終了の6か月前までに当院に書面にて通知すること。その場合、売店の運営状況、収支実績等を評価し、期間延長の可否を決定する。

#### (5) 契約方法等

北茨城市民病院事業行政財産使用料徴収規程に基づく行政財産使用許可

#### (6) 施設使用料等

##### ア 月額使用料

月間売上金額に100分の5を乗じた額（ただし、月間売上金額が5,000,000円以上の場合は、月間売上金額に100分の6を乗じた額）に事業者が使用した電気、上下水道等の料金その他必要な経費を加算した額（北茨城市民病院事業行政財産使用料徴収規程による）

ただし、事業者から上記の額を超える提案があった場合はその額

##### イ 納付方法

売上金額を毎月20日締めで月末までに当院に報告し、翌月末日までに納付すること。

#### (7) 必要経費等の負担

次に掲げる費用は、すべて事業者の負担とする。ただし、使用許可部分に係る消防設備点検等の建物維持管理に要する費用は当院が負担するものとする。

ア 使用許可部分に係る光熱費（個別メーターによる使用実績とする。）

イ 使用許可部分に係る清掃及び廃棄物等の処理経費

ウ 通信運搬費、消耗品費及びその他売店の運営に関する一切の経費

エ 利用者による使用許可部分の設備汚損及び破損に対する対応経費

オ 売店の運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

カ 使用許可部分に係るセキュリティー経費、商品等に係る火災保険料等

キ 別表、設備仕様に記載のない設備及び什器備品等に係る費用  
ク その他当院が事業者負担を求める経費

### 3 病院概要

- (1) 所在地 茨城県北茨城市関南町関本下1050番地
- (2) 建物 鉄筋コンクリート造（一部PCaPC・免震構造）5階建（地下1階、地上4階）
- (3) 診療科 内科、循環器内科、消化器内科、外科、消化器外科、整形外科、脳神経外科、小児科、泌尿器科、産婦人科、眼科、歯科口腔外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、麻酔科、放射線科
- (4) 病床数 183床（一般病床137床、療養病床46床）  
病床利用率 59.4%（令和4年度実績）
- (5) 患者数 外来患者 1日あたり 378.4人  
入院患者 1日あたり 114.0人  
（令和4年度実績）
- (6) 職員数 291人（令和6年1月現在、会計年度任用職員含む。）
- (7) 外来診療日 月曜日から土曜日（第2・4土曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
- (8) 初診受付時間 8時30分から11時00分まで
- (9) 病棟面会時間 15時00分から19時00分まで  
（令和6年1月現在、原則面会不可）

### 4 運営基本条件（要求水準）

以下の運営基本条件（要求水準）を満たすこと。なお、要求水準を超える提案を可とする。

- (1) 営業日  
当院の外来診療日（月曜日から金曜日及び第1・3・5土曜日（祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）を営業日とすること。  
上記の拡大は事業者の自由提案とする。
- (2) 営業時間  
平日 午前9時から午後6時まで  
土曜日 午前9時から午後1時まで  
上記の拡大は事業者の自由提案とするが、消灯時間（午後9時）に配慮すること。
- (3) 取扱商品  
飲食物（弁当、おにぎり、パン、乳飲料等）、菓子、新聞雑誌類、日用雑貨、紙おむつ、パジャマ、下着類、その他当院の要請に応じた医療衛生材料等、利用者の嗜好に幅広く対応し、かつ入院患者の生活必需品に配慮した品揃えを行うこと。
- (4) 販売を禁止するもの

アルコール類、たばこ及びその他療養に適さないもの並びに賞味期限間際や傷もの商品

(5) 販売価格

地域の小売店舗における標準的な価格を参考とすること。

(6) 売上実績額の正確な記録

施設使用料等の算定基礎となる売上金額は、POSシステム等で正確に記録し、当院に報告すること。

(7) 運営全般に係る遵守事項

ア 本事業は、病院運営の重要な要素であることを十分認識し、病院運営に貢献すること。

イ 店舗内で常駐する従業員は、前述の内容を自覚し、清潔感ある身なりで業務にあたるとともに、利用者に対し誠実な対応に努めること。

ウ 事業者は、店舗内で常駐する従業員に対し、積極的に接遇研修等の実施に務めること。

エ 売店等の運営に関する権利は、第三者に譲渡又は転貸しないこと。

オ 食品衛生法、病院管理上の諸規則及びその他法令等を遵守すること。

カ 売店等の陳列台、販売商品等の搬入は、当院が指定する時間帯及び経路に従うこと。

キ 商品補充（売切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む。）等の売店の運営に関する維持管理は、事業者が対応すること。

ク 販売商品の問合せ、苦情等は、事業者の責任において迅速に対応すること。

ケ 店舗内及びその周辺を清潔に保ち、病院の美観及び衛生環境を損なわないこと。

コ 店舗内に事業者や商品販売と関係のない広告を掲示しないこと。

サ その他、本事業に関し、当院の指示がある場合は速やかに対応すること。

シ 事業撤退の際は、撤退日の6か月前までに当院に書面で通知すること。また、次の出店事業者への引継ぎに全面的に協力すること。

## 第2 参加資格

次の要件を全て満たす者であること。

- 1 売店を運営できる法人、個人事業主又は複数の事業者で構成される事業者連合体とする。なお、事業者連合体の場合は、代表者を定めること。
- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定による入札参加の制限を受けていない者。
- 3 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でない者。

- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でない者。
- 5 公租公課に未納がない者。
- 6 北茨城市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号又は同条第3号の規定に該当しない者。
- 7 食料品、飲料及び日用雑貨等を販売する売場面積が、当院と同等以上の小売店舗を過去1年以上継続して健全な経営を行っている者であること。
- 8 食品衛生法及び薬事法等の関係法令の規定に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合は、応募の時点においてそれらを有する者であること。

### 第3 プロポーザル実施スケジュール

内容	日程
公募開始	令和6年 1月24日（水）
質問書受付期限	令和6年 1月31日（水） 17時まで
質問回答期限	令和6年 2月 2日（金） 17時まで
参加申込書・企画提案書受付期限	令和6年 2月 7日（水） 17時まで（必着）
審査結果通知	最優秀提案者選定後速やかに通知
行政財産使用許可に関する手続き	令和6年2月中旬頃を予定

### 第4 参加申込手続き

#### 1 提出書類

各1部、企画提案書は11部を提出すること。なお、公的機関が発行する書類は、発行日から3か月以内のものとする。

- (1) 参加申込書（様式第1号）
- (2) 参加資格確認書（様式第2号）
- (3) 誓約書（様式第9号）
- (4) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）原本、個人の場合は住民票原本
- (5) 本要項4（2）に係る必要な許認可等を証する書類の写し（必要に応じ）
- (6) 法人税（個人の場合は住民税）、消費税及び地方消費税に係る納税証明書原本
- (7) 本社又は本店所在地及び北茨城市における食品衛生法に基づく行政処分の有無に関する証明書（過去1年分）の原本

## 2 提出期間等

令和6年1月24日（水）から令和6年2月 7日（水）17時まで

## 3 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

郵送の場合は、提出期限日の午後5時当院必着とする。

## 4 提出先

〒319-1711 茨城県北茨城市関南町関本下1050

北茨城市民病院 事務部 総務課（担当：星、野木）

電 話 0293-46-1121

FAX 0293-46-6526

E-mail by-soumu@city.kitaibaraki.lg.jp

## 5 書類作成上の注意

(1) 提出書類は原則A4版とする。

(2) 提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

## 6 参加の辞退

参加申込の後に参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式第6号）を下記へ提出すること。

## 7 現地説明会

本件に関する現地説明会等を行わない。

## 8 プレゼンテーション等

本件に関するプレゼンテーション及びヒアリング等を行わない。

# 第5 質問の受付及び回答の公表

## 1 提出方法

本プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、期限内に質問がある旨の電話連絡をしたうえで、質問書（様式第3号）をメールに添付して提出すること。ただし、提案書の作成に必要な事項及び本事業の実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る内容など本事業の提案に必要なないと判断される質問は受け付けない。

## 2 提出期限

令和6年1月31日（水）17時まで

### 3 提出先

本要項の第4の4に同じ

### 4 回答

質問への回答は、競争上の地位その他の正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時病院のホームページ上で公表する。ただし、質問者は公表しない。

## 第6 企画提案書の作成及び提出

### 1 提出書類

企画提案書（様式第4号）11部（原本1部、写し10部）に企画提案書等提出届（様式第5号）1部を付して提出すること。

### 2 提出期限

令和6年2月7日（水）17時まで

### 3 提出先

本要項の第4の4に同じ

### 4 書類作成上の注意

- (1) 提出書類は原則A4版とする。
- (2) 企画提案書は、分かりやすく簡潔に記載すること。
- (3) 企画提案書の提出後の追加及び修正は認めない。
- (4) 提出書類の作成及び提出に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

### 5 回答

質問への回答は、競争上の地位その他の正当な利害を害するおそれのあるものを除き、当院のホームページ上で公表する。ただし、質問者は公表しない。

## 第7 審査及び選定の方法

### 1 審査委員

審査及び選定は、当院が別に定める委員を構成員とする「北茨城市売店運営事業者選定公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。

### 2 参加資格の確認

当院は、提出された書類が本要項で定める参加資格に係る要件を満たしているかを確認し、その結果を参加申込者に書面にて通知する。

### 3 企画提案書等の確認

当院は、提出された企画提案書が本要項で定める部数等の要件を満たしているかを確認する。不備があった企画提案書は無効とする。

### 4 審査の実施

書面審査により行う。

### 5 審査方法

審査委員会において企画提案書の内容について下記評価基準に基づき評価し選定する。

選定については、委員ごとに評価店の合計が最も高い事業者から順位をつけ、1位とした委員の人数が最も多い事業者を最優秀提案者とし、次点を優秀提案者とする。

1位とした委員の人数が同数の場合は、委員の評価合計点の総合計が最も高い事業者を最優秀提案者とする。

参加事業者が1者の場合は、各委員の評価合計点の平均が60点以上であれば、その事業者を最優秀提案者とする。

### 6 評価基準

#### (1) 評価内容と配点

評価項目	評価内容	評価の視点	配点
営業内容	店舗の運営方針及び収支計画	店舗の設置目的を理解し、利用者のニーズに合致したコンセプトとなっているか。車いす利用者等への配慮があるか。収支計画は算出根拠が適切で健全か。	10
	営業日及び営業時間	当院の要求水準を満たしているか。要求水準を超える提案があるか。	10
	商品・サービスの構成及び価格	商品や取扱いサービスの構成が利用者のニーズに合致しているか。利用しやすい価格であるか。電子決済等の多様な支払方法に対応しているか。	10
	その他自由提案	利用者の満足度向上につながる取組みがあるか。他社にない優位性、特徴のある事項があるか。	10
実施体制	従業員配置及び利用者対応	従業員の接遇教育や配置人数は適切か。利用者からの要望や苦情への対応方法は整備されているか。	10
	地域、当院への貢献	従業員の地元雇用など地域への貢献はあるか。イベントの企画や大規模災害時における協力体制はどうか。	10

	危機管理	事故防止対策が整備され、事故への対応が速やかに行えるか。大規模災害時の業務継続体制はどうか。	10
営業実績	事業実績	過去の業務実績が十分であり、店舗を運営する能力を備えているか。	5
	財務状況	財務状況が健全で、店舗の運営にあたり経営の安定性が十分か。	5
出店料率	提案出店料率	売上歩合率の設定はどうか。	20
合計			100

## (2) 評価点

評価基準		得点		
		20点	10点	5点
A	特に優れている	20点	10点	5点
B	優れている	16点	8点	4点
C	標準的である	12点	6点	3点
D	やや劣っている	8点	4点	2点
E	劣っている	4点	2点	1点

## 7 審査後の手順

- (1) 選定結果は、審査の対象となったすべての事業者に書面にて通知し、最優秀提案者及び次点の優秀提案者とした者の名称は、当院ホームページで公表する。
- (2) 最優秀提案者は、当院と業務場所の使用について企画提案書に基づき協議の上、当院の決定を受けることにより使用者となる。ただし、最優秀提案者と協議が整わなかった場合は、次点の優秀提案者を最優秀提案者とする。
- (3) 行政財産使用許可は、上記の協議が終了した後に行うものとする。

## 6 選定の取り消し

最優秀提案者となった者が、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当するに至った場合又は北茨城市物品調達及び委託業務等に係る指名希望業者資格審査要領第10条の規定による資格取消の処分を受けた場合は、最優秀提案者の選定を取り消すものとする。この場合は次点の優秀提案者を最優秀提案者とする。

## 第8 留意事項

### 1 実施要項等の承諾

事業者は、参加申込書の提出をもって、本要項に記載された内容及び条件等をすべて承諾したものとみなす。

## 2 提出書類の取り扱い

- (1) 提出後の修正等は認めない。ただし、当院が内容に疑義等があると判断し、補正又は内容追加等（内容の補強は含まない。）を求めたときは、この限りではない。
- (2) 提出された書類（電子媒体を含む）は、本選定以外の目的には使用しない。また、提案者に無断で公表、複製及び使用することはできない。ただし、北茨城市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (2) 提出された書類（電子媒体を含む）は返却しない。

## 3 費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

## 4 無効となる参加申込書、提案書等

参加申込書、提案書等が次の条件の一つ以上該当する場合は無効とする。

- (1) 提出の方法や提出された日等が、本要項の定めと合致しないもの。
- (2) 本要項で指定する様式以外を使用したもの。ただし、指定がないものはこの限りではない。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。

## 5 複数提案の禁止

事業者は、複数の提案を行うことはできない。

## 6 秘密の保持

参加者は、業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務期間の終了又は解除後も同様とする。

## 7 営業活動の禁止

事業者は、公募開始の日から最優秀提案者等の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び当院職員に対して営業活動を行うことはできない。